

保税蔵置場の許可の承継について

関税法第48条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成30年3月16日

大阪税関長 高木 隆

記

1 承継を受けた者の名称及び住所

ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社
東京都中央区築地2丁目3番4号

2 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地

ヤマトロジスティクス株式会社 南港
大阪府大阪市住之江区南港東4丁目11番99号

3 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所

ヤマトロジスティクス株式会社
東京都中央区銀座2丁目12番18号

4 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地

ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社 南港
大阪府大阪市住之江区南港東4丁目11番99号

5 承継された許可期間

自 平成 30 年 4 月 1 日
至 平成 33 年 1 月 31 日